

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

◇告

目 次

- 鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員
の 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるも
の 生活保護法による医療機関の指定
- 第二十二期鳥取県地方労働委員会 労働者委員候補者推薦
要領
- 地籍調査の成果の認証
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画書の縦覧
- 町営土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画書等の縦覧
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第二十三号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十四年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

入所期日 昭和四十四年四月上旬

募集人員 職業訓練生 二十一名

機能回復訓練生 九名

鳥取県告示第二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医 一、四〇四	黒 瀬 真之輔	昭和四十三年十二月十八日

鳥取県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年一月一日	小松 医院	鳥取市今町一丁目一八番地	皮膚科 泌尿器科、外科	小松 邦美

鳥取県告示第二十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十二期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十二期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第

八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書(様式①)を推薦期間内に、所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、所轄労働事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十四年一月二十一日から昭和四十四年二月十日まで。

様式(1)

推 薦 書

年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地
労働組合又は使
用者団体の名称
代 表 者 名

㊟

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の
労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその地位（使用者名称並びに会社及び事業場にその地位）	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入
すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所 在 地
労働組合名
代 表 者 名

㊟

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、
労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう下記の
書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数（男女別）
 - (4) 組合事務所の上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の第三第二項の規定により定められた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体名	調 査 年 度	認 証 事 業 量
名 和 町	昭和三十九年度及び昭和四十一年度	二七六・四四ha

鳥取県告示第二十八号

大杖吉方土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十月二日付けで米子市河崎千百六十番地湯崎初一ほか三十八人の者から申請のあつた県管で行なう土地改良（弓ヶ浜地区農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年一月二十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十号

岩美町長から申請のあつた町管土地改良（長谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十一号

昭和四十三年九月二十八日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（美好地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和四十三年八月三十一日付けで羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(羽合地区畑地かんがい)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留九八ノ四番地 羽合砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

昭和四十三年十一月二十七日付けで赤碕町長から申請のあつた土地改良(松ヶ谷地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年一月九日から用途廃止

した。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
米子市夜見町字国道西 一、九一八番地先まで	一 二 六 ・ 〇 三	水路敷
一、九一六番地先	二 四 ・ 八 五	堤塘敷

鳥取県告示第三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年一月九日から用途廃止した。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
米子市今在家字下タココロ三七ノ二番地先から 三七ノ二番地先まで	三 八 ・ 八 一	水路敷

鳥取県告示第三十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年一月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方一八〇 日興土地観光有限会社 代表取締役 墨 土 惣 一	鳥取市津ノ井字船田三谷の二の部 二六七の二の 地先水路	幅員 四・〇〇 メートル 延長 一六二・八〇 メートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】